令和８年（フ）第１７２３号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―701号
債務者　恵比　通男
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７３３号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　27棟503号、前住所福岡県太宰府市高雄４丁目23番24号梓壱番館202号
債務者　石橋奈緒美
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７４２号
福岡市博多区井相田３丁目４番16―602号　サンステージ福岡南
債務者　淋　　遥香
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７５７号
福岡市東区香椎４丁目６番２号　サンフラワー宮前401号
債務者　林　　勇志
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７６０号
福岡市東区香椎５丁目32番４―102号　ローズマリー香椎
債務者　安河内和久
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７７３号
福岡県糸島市二丈武二丁目１番２号
債務者　田中　優圭
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７８４号
福岡市城南区別府２丁目21番24―401号　ルネッサンス21別府
債務者　佐々木恵里香
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０２号
長崎県大村市松山町877番地３　グレース松山３―404
債務者　吉原　義仁
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第４２０号
大分県由布市庄内町大龍849番地
債務者　後藤　達也
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３０号
大分県由布市庄内町西長宝797番地３
債務者　小野　隆久
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４５３号
大分市大字三芳2046番地の１　パルセそのだⅢ301
債務者　永松　佑規
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６８０号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目７番30号（101）、前住所北九州市小倉北区高浜２丁目２番31号
債務者　升本　茂紀
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７０５号
北九州市小倉南区上葛原１丁目１番21号（206）
債務者　飯塚日菜乃
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７０８号
北九州市八幡西区丸尾町５番６号
債務者　長尾　　亮
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７２４号
北九州市戸畑区新川町３番19―104号
債務者　今田　日吉
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３６１号
函館市亀田本町29番20号　下宿ボーディングハウス　108
債務者　佐藤　信吉
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６５号
函館市美原２丁目40番30号　カインドハート201
債務者　佐藤　聖子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
函館地方裁判所